

ドイツにおける熱帯医学の資格認定医制度

日谷 明裕¹ 木村 幹男²善仁会 総合健診センター ヘルチェック¹ 国立感染症研究所 感染症情報センター²

情報と交通手段のめざましい進歩による「グローバル化」の時代の到来と共に、一般の方々が内外の多くの医療情報を簡単に入手できるようになった。このような社会の変貌に対して、わが国においても諸外国と足並みをそろえるように内科学会をはじめ他学会では、専門医制度を導入しており、2002年に厚生労働省より専門医の広告開示が可能となった。国内で熱帯医学と関連のある分野では、感染症専門医、ICDといった資格の整備がされつつある。今回我々は、諸外国の一例としてドイツの熱帯医学の資格制度について紹介し、併せて今後のわが国の状況について考察する。ドイツでは、内科、小児科といった専門医資格は連邦医師会によって認定される。専門医資格の上に、さらに重点領域資格として、たとえば内科では消化器、腎臓などがある。専門医資格と重点領域資格に付け加えるという意味で付加領域資格というものがあり、熱帯医学、老年医学、航空医学、ホメオパシー、スポーツ医学などの44領域が含まれている。わが国の感染症専門医は、内科、小児科などの認定医取得を必須の条件としてはじめて申請可能な二階建方式となっており、この点はよく似ている。熱帯医学の資格を申請するためには、いくつか条件があるが、以下のようになりに厳しく臨床面を重視した実践的な内容となっている。すべてを満たさなければ申請はできない。1)内科、小児科などの専門医資格があること。2)ベルリン、ハンブルク、バーゼルなどのドイツ国内の熱帯医学研究所またはアムステルダム、マルセイユ、ロンドンなどの同様の施設にて少なくとも3ヶ月以上の熱帯医学・寄生虫学の研修を修了すること。3)すくなくとも1年以上、熱帯地域以外の大学や熱帯医学研究所で熱帯医学の臨床に携わること。4)すくなくとも1年以上、熱帯地域にて内科、小児科といった臨床に携わること。5)上記の期間においてマラリア、住血吸虫症、アメーバ、トリパノソーマ、フィラリア症など16疾患のうちから100症例を自分自身で顕微鏡を用いて診断していること。

申請後、認定すべきか否かについては、連邦医師会から委任された熱帯医学の専門家が審査を行うが、ドイツ熱帯医学会のメンバーが通常任命される。現在の輸入感染症の状況を考えると、わが国において人材育成、資格認定についてさらに整備しなければならない可能性もあり、諸外国の状況を参考にしていけるべきである。

Certification in tropical medicine in Germany

AKIHIRO HITANI

Health Care Center, Health Check, Medical Institute Zenjinkai, Yokohama, Japan